

Viewpoint

**現役世代、直面する
老後資金形成の課題と対策
日本版ISAの有効活用**

フィデリティ退職・投資教育研究所発行

7

2012.11

フィデリティ投信株式会社



目次

現役世代、直面する老後資金形成の課題と対策

第 1 章：直面する課題…少子高齢化

1. 現役世代の将来への不安：うつむく若者 …………… 3
2. 20 年後、30 年後の時代とは …………… 4
【自分が高齢者となる時代の人口構成】 …………… 4
【「5 人に 1 人は 90 歳」の時代】 …………… 4
3. 年金支給開始年齢の引き上げ議論 …………… 5
4. 健康保険も懸念材料 …………… 6
5. トリレンマ世代の憂鬱 …………… 7

第 2 章：課題の「見える化」…将来必要額を計算

1. 退職後の生活費総額、平均 3000 万円の不思議 …………… 8
2. 退職後の生活水準は現役時代の生活水準に影響される：
68%の目標代替率 …………… 9
3. 必要額 1 億円以上は本当か …………… 9
4. 逆算の資産準備 …………… 10

第 3 章：対策としての自助努力…日本版 ISA の有効活用

1. ゆっくり資産形成するステップアップ投資 …………… 12
2. 自助努力としての確定拠出年金 …………… 13
3. 日本版 ISA に期待 …………… 14
4. 日本版 ISA の世代別使い方のアイデア …………… 15
【現役世代は長期投資のスタートダッシュに】 …………… 16
【ロールオーバー世代は新しい Retirement Income の構築に】 …………… 17
【退職後世代は分配金の非課税を実感】 …………… 18

現役世代、直面する老後資金形成の課題と対策

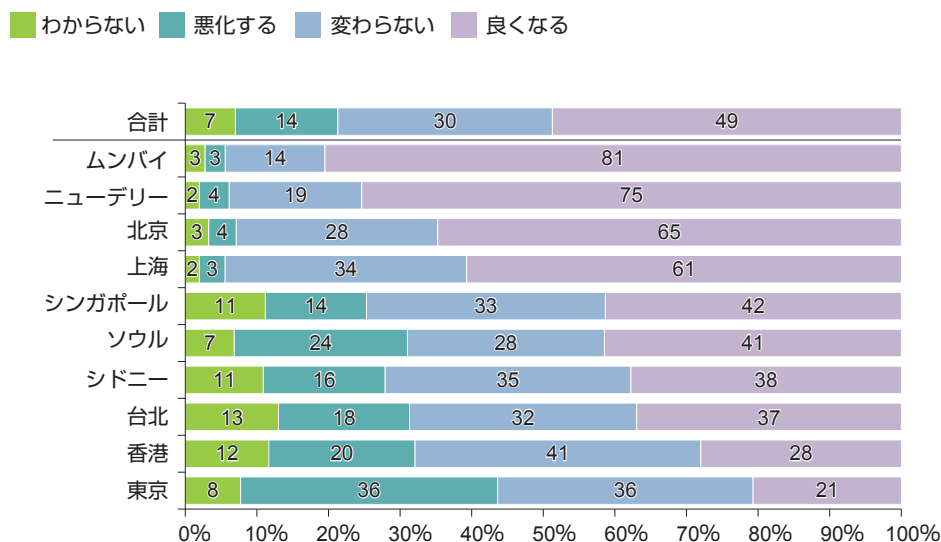
第1章：直面する課題…少子高齢化

1. 現役世代の将来への不安：うつむく若者

将来への不安から現役世代がうつむいている姿が垣間見える。2012年フィデリティ・ワールドワイド・インベストメントが、アジア8カ国10都市で行った「所得格差と中間所得に関する意識調査」^{脚注1}によると、日本は「10年後の自分が属する所得階層が今よりも低下する」と回答した比率が36%と最も高くなっている。「変わらない」と合わせると、実に72%が良くならないだろうとみていることがわかった。

インドや中国では6割以上が「良くなる」と見ていることと考え合わせると、経済の発展段階が現役世代の将来観に影響を与えていることは明らかだろう。ただ、それにも増して日本の数値が突出して悪化するの、「足元の雇用不安」だけではなく「少子高齢化による漠然とした将来の老後への不安」が影響していることも見逃せないだろう。Viewpoint 2012では、これまで行ってきた多くのアンケート調査をもとに、特に「将来の老後への不安」を「見える化」し、その対策をまとめていく。

図表1：10年後のあなたの家計は今と比べてどうなっていますか



(注) 2012年3月に実施したアジア8カ国10都市でのアンケート調査
(出所) Fidelity Worldwide Investment レポート「Rich me ? Poor me ?」、2012年7月

2. 20年後、30年後の時代とは

【自分が高齢者となる時代の人口構成】

30代、40代の現役世代が65歳以上になる20年後、30年後の人口構造はどうなっているのか。国立社会保障・人口問題研究所が2012年1月に発表した将来人口予測によると、2030年代、40年代は、現役世代を中心に総人口が今よりも1000～2000万人減少し、一方で65歳以上が700万人ほど増加する。高齢化率（65歳以上人口構成比）は3割を大きく超えた超高齢社会が想定されている。65歳以上の1人を支える現役世代（20-64歳人口）の人数は、2010年の2.57人から2030年には1.70人、2040年には1.39人へと大きく減少する。学生や働けない人を考慮すると、2030年代にはほぼ1人が1人を支える時代といえるだろう。

図表2：将来人口予測

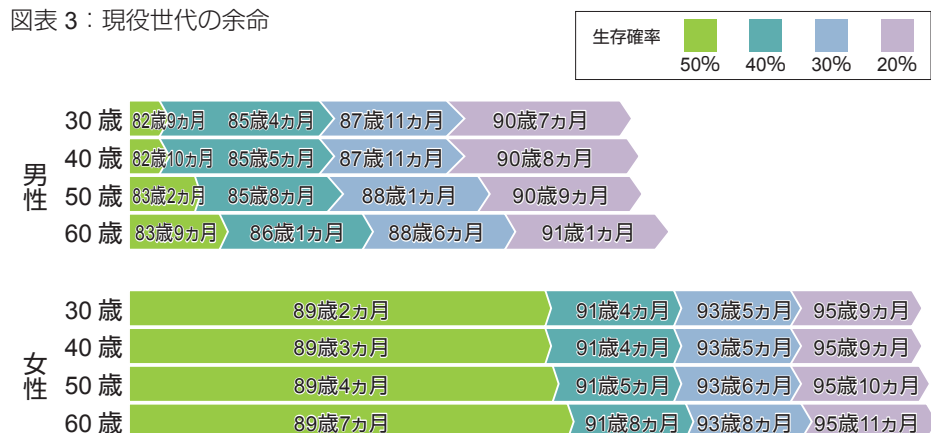
年	人口（1000人）				構成比（%）		
	総人口	0-19歳	20-64歳	65歳以上	0-19歳	20-64歳	65歳以上
2010	128,057	22,932	75,642	29,484	17.9	59.1	23.0
2015	126,597	21,760	70,885	33,952	17.2	56.0	26.8
2020	124,100	20,146	67,830	36,124	16.2	54.7	29.1
2030	116,618	16,984	62,784	36,849	14.6	53.8	31.6
2040	107,276	14,665	53,933	38,678	13.7	50.3	36.0
2050	97,076	12,970	46,430	37,676	13.4	47.8	38.8
2060	86,737	11,045	41,050	34,641	12.7	47.3	39.9

（出所）国立社会保障・人口問題研究所データよりフィデリティ退職・投資教育研究所作成

【「5人に1人は90歳」の時代】

一方で、個人の視点から見ると、長生きの時代でもある。直近の簡易生命表から30代、40代の余命は生存確率20%、すなわち5人に1人の割合で生きている可能性は、男性で90歳、女性で95歳である。ともに「人生100歳時代」である。

図表3：現役世代の余命



（出所）厚生労働省「平成23年簡易生命表」よりフィデリティ退職・投資教育研究所作成

3. 年金支給開始年齢の引き上げ議論

冷徹な視線で見ると超高齢社会の大きな課題は、支えられる側の比率が高まり、かつ支える年数が長くなること。これは年金制度と健康保険制度に大きな負担をかけることになる。海外では、既に年金の支給開始年齢は 67 歳、68 歳へと引き上げが進んでおり、現在 65 歳への引き上げ途中である日本でも 2011 年に同様の議論が行われた。これによると、65 歳への引き上げが 10 年以上加速するか、または現在の 40 代、50 代より若い世代は年金支給開始年齢が 68 歳に引き上げられることになる。この議論は凍結しているものの、その背景にある実情は変わっていない。

図表 4：厚生年金支給開始年齢引き上げ議論（2011 年）：年金支給開始年齢一覧

生年 4月2日以降	現年齢	現行スケジュール				改正案（2011年、社会保障審議会への提示）					
		老齢基礎年金		老齢厚生年金		2年に1歳引き上げ		68歳支給 (3年で1歳引き上げ)		68歳支給 (2年で1歳引き上げ)	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
1947	65歳	64歳	61歳	60歳	60歳	60歳	60歳	60歳	60歳	60歳	60歳
1948	64歳	64歳	62歳	60歳	60歳	60歳	60歳	60歳	60歳	60歳	60歳
1949	63歳	65歳	62歳	60歳	60歳	60歳	60歳	60歳	60歳	60歳	60歳
1950	62歳	65歳	63歳	60歳	60歳	60歳	60歳	60歳	60歳	60歳	60歳
1951	61歳	65歳	63歳	60歳	60歳	60歳	60歳	60歳	60歳	60歳	60歳
1952	60歳	65歳	64歳	60歳	60歳	60歳	60歳	60歳	60歳	60歳	60歳
1953	59歳	65歳	64歳	61歳	60歳	61歳	61歳	61歳	61歳	61歳	61歳
1954	58歳	65歳	65歳	61歳	60歳	62歳	62歳	61歳	61歳	62歳	62歳
1955	57歳	65歳	65歳	62歳	60歳	63歳	63歳	62歳	62歳	63歳	63歳
1956	56歳	65歳	65歳	62歳	60歳	64歳	64歳	62歳	62歳	64歳	64歳
1957	55歳	65歳	65歳	63歳	60歳	65歳	65歳	63歳	63歳	65歳	65歳
1958	54歳	65歳	65歳	63歳	61歳	65歳	65歳	63歳	63歳	66歳	66歳
1959	53歳	65歳	65歳	64歳	61歳	65歳	65歳	64歳	64歳	67歳	67歳
1960	52歳	65歳	65歳	64歳	62歳	65歳	65歳	64歳	64歳	68歳	68歳
1961	51歳	65歳	65歳	65歳	62歳	65歳	65歳	65歳	65歳	68歳	68歳
1962	50歳	65歳	65歳	65歳	63歳	65歳	65歳	65歳	65歳	68歳	68歳
1963	49歳	65歳	65歳	65歳	63歳	65歳	65歳	66歳	66歳	68歳	68歳
1964	48歳	65歳	65歳	65歳	64歳	65歳	65歳	66歳	66歳	68歳	68歳
1965	47歳	65歳	65歳	65歳	64歳	65歳	65歳	67歳	67歳	68歳	68歳
1966	46歳	65歳	65歳	65歳	65歳	65歳	65歳	67歳	67歳	68歳	68歳
1967	45歳	65歳	65歳	65歳	65歳	65歳	65歳	68歳	68歳	68歳	68歳
1968	44歳	65歳	65歳	65歳	64歳	65歳	65歳	68歳	68歳	68歳	68歳
1969	43歳	65歳	65歳	65歳	65歳	65歳	65歳	68歳	68歳	68歳	68歳
1970	42歳	65歳	65歳	65歳	65歳	65歳	65歳	68歳	68歳	68歳	68歳
1971	41歳	65歳	65歳	65歳	65歳	65歳	65歳	68歳	68歳	68歳	68歳
1972	40歳	65歳	65歳	65歳	65歳	65歳	65歳	68歳	68歳	68歳	68歳
1973	39歳	65歳	65歳	65歳	65歳	65歳	65歳	68歳	68歳	68歳	68歳

基礎年金も一緒に引き上げ

（注）現年齢は 2012 年の年齢と仮定。■は 65 歳への引き上げ案、■は 68 歳への引き上げ案
（出所）各種新聞報道よりフィデリティ退職・投資教育研究所作成

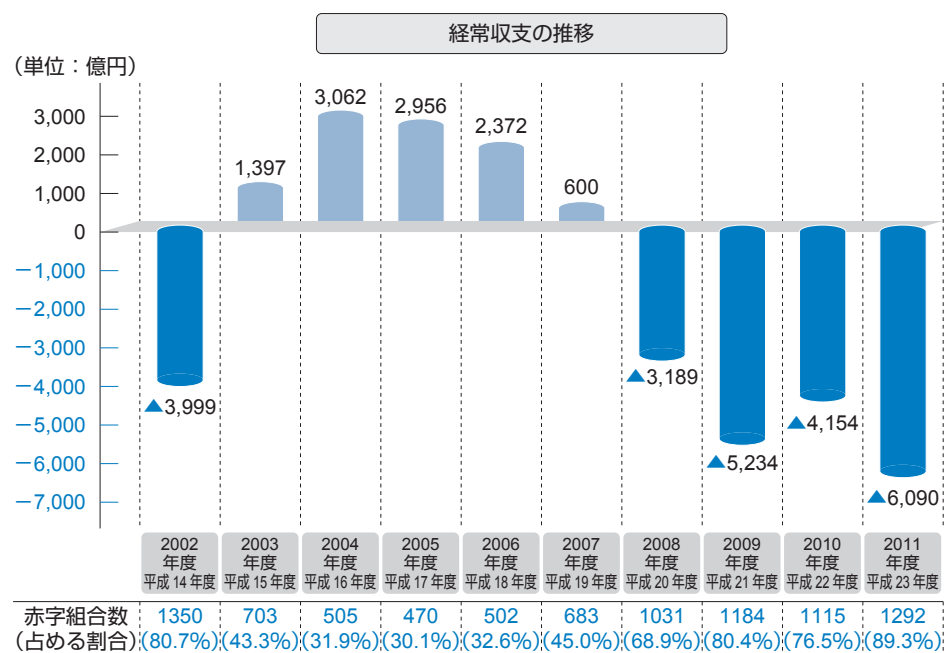
4. 健康保険も懸念材料

退職後の生活で最も大きな支出になると考えられているのが医療費。2010年2月に実施した「サラリーマン1万人アンケート」では、67.7%が「退職後の一番大きな支出」として医療費をあげている。実際70歳以上の一人当たり年間医療費は80.6万円と、70歳以下の平均17.9万円の4倍以上となっている^{脚注2}。

少子高齢化は健康保険制度にも大きな影響を与えている。健康保険組合連合会では、「後期高齢者医療制度への支援金と前期高齢者納付金の拠出等が負担となって、2011年度の場合には概算で組合の9割が赤字となり、制度全体の赤字額は6000億円を超える水準となった」と分析している^{脚注3}。

このまま続けば早晚、健康保険に関してもその保険料や給付の方式に関して見直しが進まざるを得なくなる懸念が大きい。

図表5：健康保険制度の経常収支状況



※2010年度までは決算数値。2011年度は予算数値。

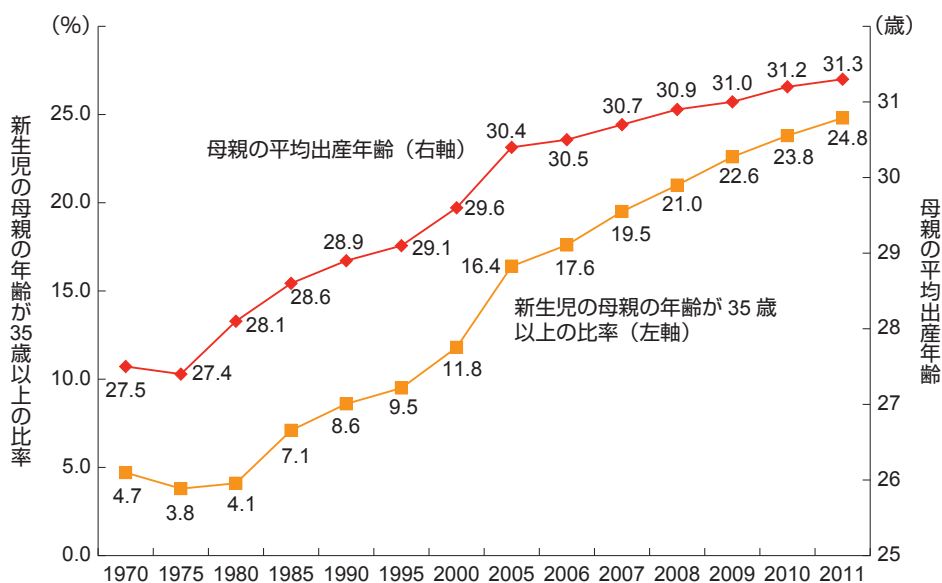
（出所）健康保険組合連合会ホームページ（2012年9月末現在）より

5. トリレンマ世代の憂鬱

フィデリティ退職・投資教育研究所は2011年2月に「30歳代の退職準備懸念～親の介護、自分の老後、子供の教育を同時にかかえるトリレンマ世代」のレポート^{脚注4}で、現役世代の退職準備にそれまでの世代にはなかった新たな懸案が待ち構えている点を指摘した。

その流れはさらに加速しているようだ。現在、新生児の出産時の母親の平均年齢は31.3歳だが、35歳以上で出産する母親が新生児の24.8%、約4人に1人いる。例えば35歳で出産して、夫の年齢が40歳であれば、20年後にまだ就学費用がかかる段階で夫は60歳の定年を迎え、そのときには自分たちの親が80歳代後半の介護適齢期にも到達している。すべての大きな費用負担が一時に押し寄せるこの世代を「トリレンマ世代」と命名したが、周到な退職準備が不可欠な世代である。

図表6：母親の年齢別新生児の数



(出所) 厚生労働省、人口動態統計「母親の年齢別にみた出生数」よりフィデリティ退職・投資教育研究所作成



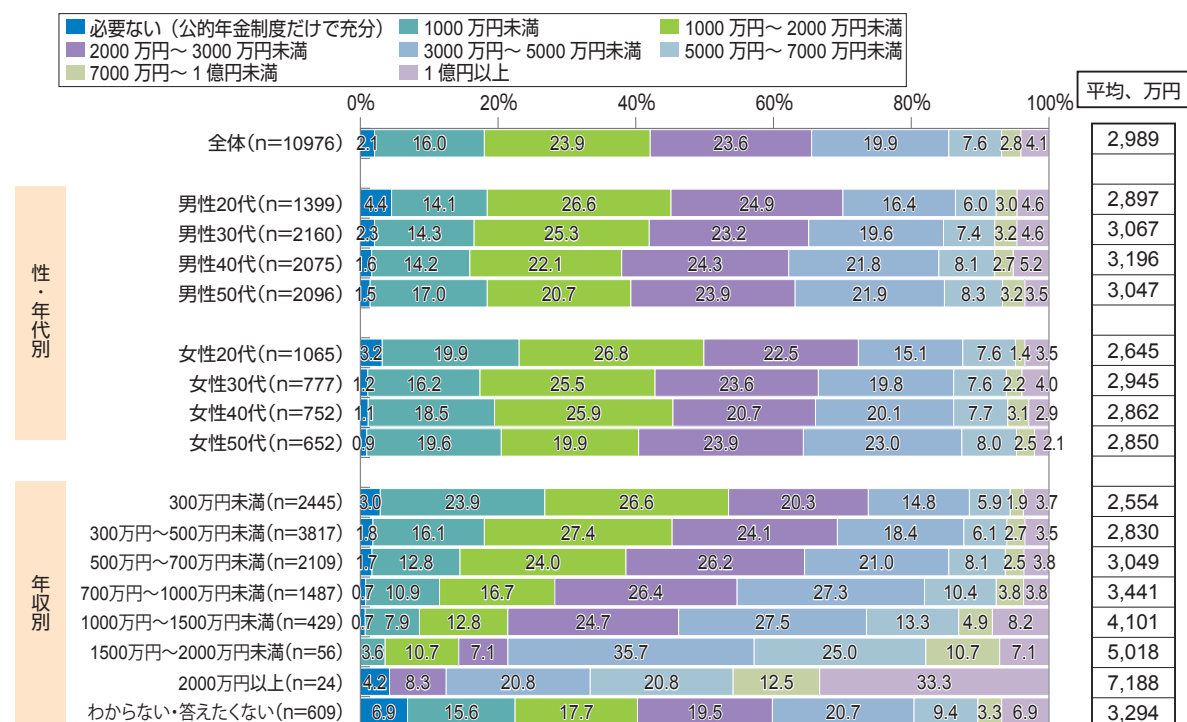
第2章：課題の「見える化」…将来必要額を計算

1. 退職後の生活費総額、平均3000万円の不思議

現在の現役世代は、こうした懸案が山積するなかで、退職後の生活のための資金をどれくらい用意する必要があると考えているのだろうか。2010年に行った「サラリーマン1万人アンケート」^{脚注5}では、公的年金以外に退職後の生活資金として必要と考える資金額を尋ねた。その結果、平均値は2989万円で、ほぼ3000万円が必要との結論だった。

しかし、図表7の通り、結果を年代、性別などで分析してみると、20代女性でも50代男性でもほとんど平均値は3000万円が変わらず、さらにその分布も極めて類似している。実際には、必要額というよりも1000万円では少ないが5000万円は用意できないという選択肢の狭さがもたらした結論ではないだろうか。

図表7：年金以外に退職後に必要な資金の総額



(出所) フィデリティ退職・投資教育研究所レポート「不安なのに準備できない～サラリーマン1万人アンケート」(2010年4月)より

2. 退職後の生活水準は現役時代の生活水準に影響される： 68%の目標代替率

ただ、このアンケート結果からひとつだけわかることは年収が高くなるほど、退職後の必要額が大きくなる傾向にあることだ。これは年収の拡大によって築きあげた生活は退職をしたからといってそれほど簡単に変えることはできないことを明示している。すなわち、退職後の必要生活費総額は、退職前の生活水準 (= 年収) に影響を受けるということだ。

2007年と2009年のViewpointでは、「退職後年収」は、退職直前年収に影響を受けるという考え方をもとにその比率を「目標代替率」として紹介し、2009年の家計調査のデータから目標代替率は68%と算出した^{脚注6}。退職したら、現役最後の生活レベルの7割くらいの経費が必要になると考えておくべきだということだ。

3. 必要額 1 億円以上は本当か

実際に、金額ではどれくらいになるかを推計してみよう。退職直前の年収を600万円と想定^{脚注7}し、68%の生活費水準で60歳から95歳まで(60歳女性の20%生存確率の年齢)の35年間をカバーするとして、退職後に必要な資産の総額は1億4200万円に達する。

もちろん、この大半を公的年金でカバーできると想定すれば、自分で用意する資金はかなり少なくなる。厚生労働省が発表した平成24年度の厚生年金受給額は標準世帯で23万940円。これを65歳から95歳までの30年間受給した場合の総額は8314万円となる。前述の必要総額から差し引くと、自分で用意する必要額は5886万円となる。

図表 8：自助努力で用意すべき退職後の資金総額

退職後の必要資金総額 = 退職直前年収 × 68% × 35年
自助努力の資金総額 = 退職後の必要資金総額 - 年金受給総額

5800万円以上の資金を用意するとなると、これは容易なことではない。現役時代は一生懸命働くことで年収が上がり、それに伴って生活水準も上がってくる。その意味で、退職時点の年収は必然的に高くなる数値である。一方、退職後何年生きるかは自分でコントロールできない。とすると、退職後の必要資金総額を下げられるのは目標代替率だけとなる。“生活水準”を下げないで、“生活費水準”を下げる努力が必要になる。ちなみに、68%を60%に引き下げると、

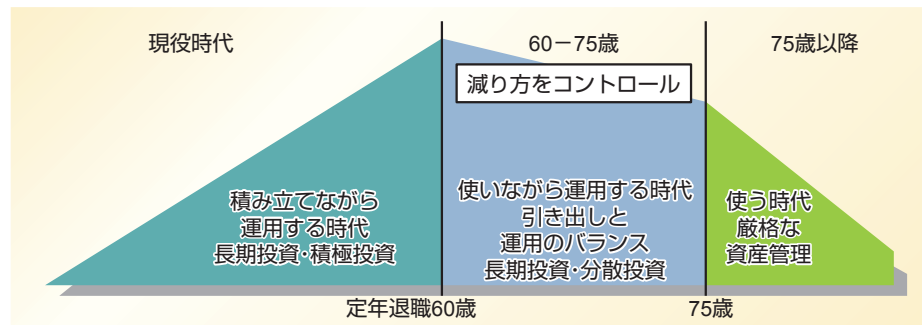
必要資金総額は1億2600万円に下がり、年金受給額は変わらないので、自助努力分は4300万円弱になる。50%に引き下げられれば、必要資金総額は1億500万円、自助努力分は2200万円弱に下がる。

4. 逆算の資産準備

自助努力で退職までに5800万円を用意するには、かなり大胆な貯蓄、投資行動を取ることが必要になる。単純に計算して、40歳から20年間で毎月貯蓄してこの金額を達成しようとする毎月24万円ずつ貯蓄する必要がある（金利を0%と仮定）。逆に毎月2万円ずつの積み立てだと、手数料・税金なしで年率19.5%の平均収益率をもたらす投資が必要になる。現実的にはどちらも不可能に近い計画といえる。

そこで、少し視線を変えてこの目標の達成を検討してみよう。退職後の時代を「人生におけるお金との付き合い方の第2ステージ」として位置づけ、75歳までの15年間も「使わないながら運用する」ことにする。また、75歳以降は運用からも引退して、ただ使うだけのステージと考える。

図表9：3つのステージ；人生におけるお金との向き合い方

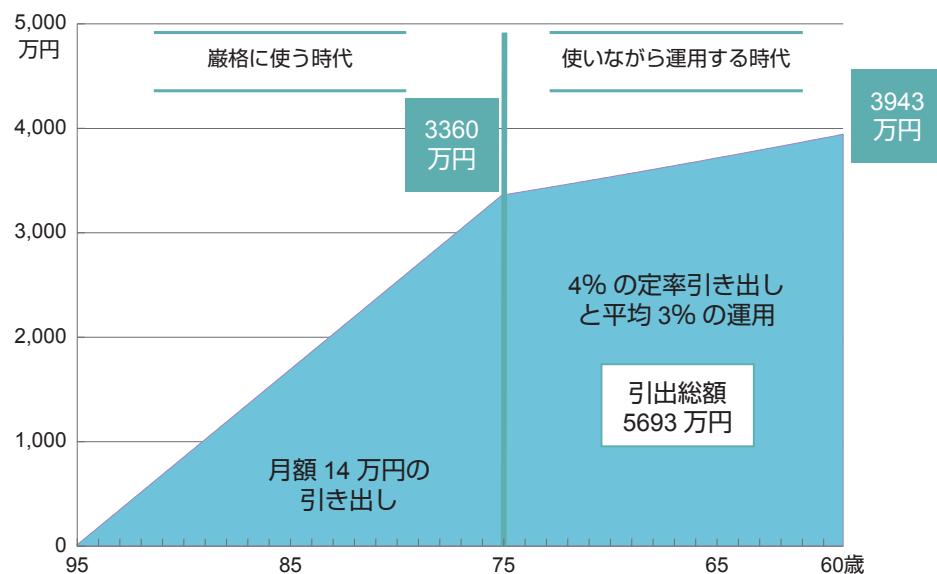


(出所) フィデリティ退職・投資教育研究所作成

こうして60歳以降を2つのステージに分けて、95歳の段階で資産が0円になるように、95歳からさかのぼって資産の準備を考えてみる。すなわち、資産準備を逆算してみると、図表10の通りになる。毎月14万円ずつを引き出して95歳で0円になるには、75歳の段階で3360万円必要になる。しかし、60歳から75歳までは、年平均3%で運用して、4%ずつ引き出すことを想定すれば、60歳時点では3900万円強あれば3360万円を確保できる計算だ（手数料・税金を考慮せず）。

目を向けるべきは、この計算での引き出し総額だ。5700万円相当となり、前述の68%の目標代替率の必要資金総額にほぼ一致する。5700万円が自分で用意する必要資金総額なら60歳時点で3900万円ほどあれば足りることになる。

図表 10：逆算の資産準備



(出所) フィデリティ退職・投資教育研究所

ところで、2011年に実施した退職者8000人アンケート^{脚注8}では、退職金の平均値は1873万円だった。もし、この退職金を60歳時点で手にすることが可能であり、全て退職後の生活に充当できるとすれば、60歳までに公的年金と、退職金以外に計算上2000万円を準備すれば良いことになる。住宅ローンの返済などを考慮して、退職金から1000万円を退職後の生活資金に充当すると考えるならば、総額2900万円を退職までに準備する計画が必要になる。必要資金総額は意外に大きかったが、全体をしっかりと想定して考えてみると、手の届かないものではない。

ただし、ここまでの計算過程における懸案は、次の諸点にある。

- 1) 公的年金が今後とも想定どおり受給できないこと。
- 2) 60歳の定年退職を前提として、そこから公的年金が受給できる年齢まで、公的年金受給額と同程度の収入を得られる職につけないこと。
- 3) 60歳よりも早く定年を迎え、計算よりも早い段階で所得が低下すること。2011年実施の退職者8000人アンケートでは、59歳までに定年退職した人は28.4%に上っている。
- 4) 退職金が平均値並みに受け取れないこと。同上アンケートで、500万円未満から3000万円まで、各500万円刻みで聞いたところ、退職金は各レンジともに10数%ずつ分布しており、退職金のバラツキが大きいことがわかる。また退職金制度そのものが継続するかどうかにも懸念が残る。

第3章：対策としての自助努力…日本版ISAの有効活用

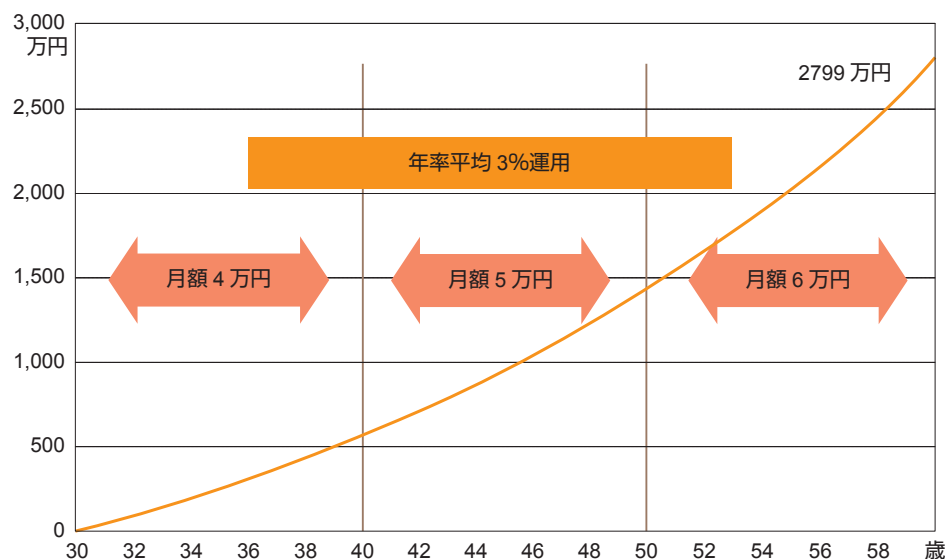
1. ゆっくり資産形成するステップアップ投資

次の課題は、現役世代が2900万円の資産をどう形成するかだ。30歳から毎月8万円強を貯蓄し続ければ（利息がつかないものとして）、60歳時点で2900万円は貯めることができる。しかし、50代ならともかく、30代から月8万円の貯蓄は難しいだろう。

年平均3%で運用できれば、毎月その半額の4万円でも計算上60歳時点で資産額は2300万円強になる。さらに40代、50代にもう少し投資額を増やすことができれば、目標にかなり近づくことができる。例えば、年代ごとに投資額を少しずつ引き上げるステップアップ投資を考えてみる。30代では月4万円を、40代では月5万円を、そして50代では月6万円を投資に回し、平均収益率3%の投資対象で運用し続けることができれば、60歳時点で資産は2800万円弱になる。

図表 11：ステップアップ投資の基本的な考え方

(30代で月額4万円、40代で月額5万円、50代で月額6万円の積み立て投資)



(注) 手数料、税金は考慮せず (出所) フィデリティ退職・投資教育研究所作成

せっかくの長期投資でもあり、その運用効率を少しでも高めるためには、①投資は常に再投資を行うもので、分配金でその資源を流出させないこと、②税制優遇を利用して、非課税の恩恵をフルに享受できるように考慮すること、が大切である。

2. 自助努力としての確定拠出年金

サラリーマンの使える税制優遇措置として、注目されるのは確定拠出年金。制度がスタートしてから10年以上が経過し、2012年にはこれまでの企業拠出に加えて、加入者も拠出できるようにする、いわゆる「マッチング拠出」が可能になった。これで、前述のステップアップ投資を行うには都合の良い制度に変わってきている。

ただ、確定拠出年金の加入者数は440万人とサラリーマンの15%程度が加入する制度に留まっている。また公務員や専業主婦が使えないこと、拠出の限度額が低いこと、引き出し制限が強いことなど、改善の余地は大きいと指摘されている。

個人型の確定拠出年金や国民年金基金なども、自営業者などが使える税制上の優遇制度として検討しておく必要がある。また、2014年にスタートする日本版ISAは就労形態に関係なく、20歳以上の居住者に口座開設が可能な新しい非課税投資優遇制度である。

図表 12：個人の自助努力を支える資産形成制度

個人の自助努力を支える制度	その特徴
企業型 確定拠出年金	2001年の確定拠出年金法の施行でスタート。掛け金は企業が拠出し、加入者が年金資産を自分で運用し、その損益に応じて年金額が決まることが特徴。月額拠出限度額は原則5.1万円（他制度との併用の場合2.55万円）。原則60歳で受給できる。2012年より加入者も追加で拠出できる制度がスタート。
個人型 確定拠出年金	上記の制度の下、自営業者などが個人で掛け金を支払うもの。自営業者の月額拠出限度額は原則6.8万円（国民年金基金と合算で）。サラリーマンの場合は原則2.3万円。
勤労者財産形成 年金貯蓄	勤労者が、給与天引きで積み立て年金として受け取ることを目的とした制度（勤労者財産形成年金貯蓄）。持ち家取得を目的とした制度（勤労者財産形成受託貯蓄）とあわせて元利合計550万円までの利息と配当収入は原則非課税。
国民年金基金	自営業者等のための国民年金に年金を上乗せする制度。原則、失業者、主婦、パート、学生などでも加入が可能。保険料が全額社会保険料控除の対象となる。
日本版ISA	2014年からスタートする新制度。年間100万円までの利子配当所得ならびに譲渡所得を10年間非課税。3年間にわたって20歳以上が1口座を開設できる。現在この制度の改訂が検討されている（詳細は後述）。

(出所) 各種資料よりフィデリティ退職・投資教育研究所作成

3. 日本版 ISA に期待

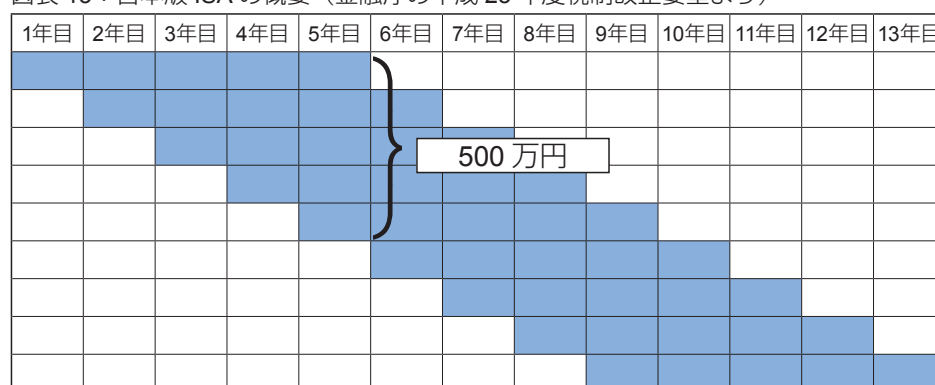
少額上場株式等にかかる配当所得及び譲渡所得等の非課税措置、いわゆる日本版 ISA が 2014 年 1 月からスタートする。この制度は、サラリーマン、自営業者といった働き方の区別なく、一律に 20 歳以上であれば使える非課税制度として注目できる。2014 年から 3 年間、口座が開設でき、毎年 100 万円を上限に 10 年間、配当所得、譲渡所得が非課税となるものだが、現在、この拡充が検討されている。

金融庁の平成 25 年度税制改正要望では、2014 年以降、①口座開設期間を 3 年から恒久化する（ただし、非課税維持期間の見直し等を通じて非課税投資総額は 500 万円以上に）、②従来の株式、株式投資信託に加え、公社債、公社債投信もその対象とする、③毎年新たな口座を開設する必要はなく、原則一口座とするという特徴がある。ここでは、この平成 25 年度税制改正要望を前提に活用方法をまとめていく。

個人、特に資産形成層にとっては、長期投資と分散投資に資する機能を持った非課税口座となっており、これをできる限り老後のための資産形成に活用したいものだ。

ちなみに、政府もこの非課税口座が、「国内外の資産への長期・分散投資による資産形成を行う機会を提供する」との視点から利用が進むことを想定しており、2012 年 7 月末に閣議決定された「日本再生戦略」の「金融戦略」の中では、日本版 ISA の目標市場規模を 2020 年に 25 兆円と定めている。日本の公募投資信託の市場規模 60 兆円程度の 4 割程度が日本版 ISA の口座内で投資される計算になる。

図表 13：日本版 ISA の概要（金融庁の平成 25 年度税制改正要望より）



(注) 金融庁平成 25 年度税制改正要望をもとに、非課税維持期間 5 年、毎年 100 万円を繰り入れたと想定して表示。
 (出所) フィデリティ退職：投資教育研究所作成

4. 日本版 ISA の世代別使い方のアイデア

もちろん、この非課税口座は資産形成層ばかりでなく、高齢の資産活用層にも有効で、年代別、目的別に有効な活用方法が見出せる。図表 14 は金融庁の平成 25 年度税制改正要望をもとにその使い方を一覧にしたもの。その年代特有の投資の考え方、活用法にあわせて非課税口座を有効に活用し、それにあった運用商品を選んでいく必要がある。

図表 14：日本版 ISA の世代別使い方・留意点一覧

	投資の考え方、活用法	運用商品の留意点
30-40代— 資産形成世代	<ul style="list-style-type: none"> ①月次積み立てとの併用。 ②当面は積み立て額が非課税上限100万円を下回っても許容。 ③とはいえ将来を想定して夫婦で口座を作り非課税枠を少しでも多く利用。 ④5年後に引き出さず、6年目の非課税口座にロールオーバーし、100万円の残高を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ①複利効果を最優先。 ②月次積み立てを意識して個別株式よりも株式投資信託を活用。 ③分配型よりも成長型の投資信託を重視。 ④ハイリターン追及が可能。特に年間100万円の上限枠までまだ余裕がある場合にはより高いリターンを追求できる。
50代— ロールオーバー世代	<ul style="list-style-type: none"> ①非課税上限100万円にできるだけ近い投資額で投資する。 ②5年間の運用で100万円を上回った分を5年後に取り出し、100万円分は6年目にロールオーバー。 ③夫婦の口座を使って最大1000万円までの非課税枠を活用。 ④子供の口座も活用し、生前贈与の計画。 	<ul style="list-style-type: none"> ①長期よりも5年後の収益を重視。 ②ハイリスク・ハイリターンよりは、ミドルリスク・ミドルリターンを志向。 ③子供の口座は、長期投資が可能なため、ハイリターン志向も可能。
60代以降— 資産活用世代	<ul style="list-style-type: none"> ①夫婦それぞれの非課税口座で総額1000万円を利用。 ②資産形成よりも取り崩すための資産活用を重視。 ③非課税で分配金の手取りを多くする。 ④子供の口座を活用し、生前贈与の計画。 	<ul style="list-style-type: none"> ①資金の用途に合わせて分配志向か成長志向かの選別。 ②普通分配金の多い投資対象を中心に、毎月の非課税効果を楽しむ。

(注) 金融庁平成 25 年度税制改正要望をもとに、非課税維持期間 5 年を想定し作成。5 年の非課税期間が終了し 6 年目の非課税口座にその資金をそのまま移管するロールオーバーに関して、詳細を政府内で検討中 (2012 年 9 月末)。
(出所) フィデリティ退職・投資教育研究所

【現役世代は長期投資のスタートダッシュに】

日本版 ISA (金融庁平成 25 年度税制改正要望をベースに) を活用すれば、30 代、40 代の資産形成層には長期投資のスタート 5 年間で非課税で行えるメリットがある。とかく非課税期間が終わったら売却するという流れに陥りがちだが、それよりは長期投資を始めるきっかけ作りとしての位置づけを明確にする方が大切になる。特に、資産形成層では投資を収入のなかから捻出することが多く、当面、年間 100 万円までの投資ができない人も多いはずである。

例えば、図表 15 では、月額 4 万円、年間 48 万円を投資、それが 5 年後に 52 万円まで増えたと想定している。その場合には、その資金全額を 6 年目の日本版 ISA の口座に移管^{脚注 9} して、さらにその年の追加額、例えば 40 万円を加えて総額 92 万円にして非課税口座内での運用に供することを心掛けたい。

時間をかけて、非課税口座内の資金総額が 500 万円になるまで資金を育てる計画を立てるべきだろう。

図表 15：日本版 ISA：現役世代の使い方（金融庁平成 25 年度税制改正要望をベース）

31 歳から日本版 ISA を使って投資を始めると想定。月額 4 万円、年間 48 万円を投資に回すと仮定し、5 年間の投資期間で 52 万円まで資産が拡大したとする。この 52 万円を 6 年目の非課税枠に充当し、かつ新たに年間 40 万円を追加投資すると、6 年目の日本版 ISA は 92 万円の投資額となる。

(単位：万円)

31 歳	32 歳	33 歳	34 歳	35 歳	36 歳	37 歳	38 歳	39 歳	40 歳	41 歳
48				52						
	48				49					
		48				49				
			40				55			
				45				44		
					92				95	
						90				96

(注) 金融庁平成 25 年度税制改正要望をもとに、非課税維持期間 5 年を想定し作成。手数料などは考慮していない。またロールオーバーに関しては詳細を政府内で検討中 (2012 年 9 月末)。
(出所) ファイデリティ退職・投資教育研究所

【ロールオーバー世代は新しい Retirement Income の構築に】

50代や60代では日本版ISAの違った活用もできる。フィデリティ退職・投資教育研究所では、この世代を新しいパターンに乗り換えていく移行期と考え、「ロールオーバー世代」と定義している^{脚注10}。この世代は退職までの期間が短いため退職までは複利効果を有効に活用するアプローチが必要だが、後半は退職後の生活補填のために資産を引き出すことも必要になる。日本版ISAを使えば、そうしたアプローチも考えやすくなる。

例えば、図表16に示したとおり日本版ISAを55歳から100万円の上限枠いっぱいまで活用し、初年度の投資額100万円が5年後に115万円になれば、そのうち100万円を6年目の非課税口座での投資に回し、15万円は非課税で受け取り、退職後の生活の補完にする。これを繰り返せば、新しいタイプの「非課税で年金の補完ができる投資アイデア」を作り出すことができる。夫婦で当該口座を活用すれば最大1000万円まで、年金の補完となる資金フローを作り出す原資を非課税で運用できる。

図表 16：日本版ISA：ロールオーバー世代の使い方
(金融庁平成25年度税制改正要望をベース)

50代にとっては日本版ISAを、退職後の年金の補完的資金作りに活用できる。例えば100万円を日本版ISAで投資に回し、5年後に115万円に資産が拡大したと仮定。6年目の非課税口座にはそのうち100万円を移管し、15万円はその年の生活資金として活用する。これを繰り返せば最大500万円までの非課税資金から毎年の補完的資金を捻出することが可能になる。夫婦で考えれば上限1000万円までそれが可能となる。

(単位：万円)

55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
100				115						
	100				101					
		100				120				
			100				110			
				100				105		
					100				109	
						100				102
							100			
【100万円を上回った分を受け取る】					15	1	20	10		

(注) 金融庁平成25年度税制改正要望をもとに、非課税維持期間5年を想定し作成。手数料などは考慮していない。またロールオーバーに関しては詳細を政府内で検討中(2012年9月末)。
(出所) フィデリティ退職・投資教育研究所

脚注

- ¹ Fidelity Worldwide Investment, 「Rich me? Poor me?」、2012年7月。中国（北京、上海）、インド（ムンバイ、ニューデリー）、香港、台湾（台北）、シンガポール、韓国（ソウル）、オーストラリア（シドニー）、日本（東京）の8カ国、10都市で25歳から54歳までの5186人を対象に2012年3月実施。
- ² 厚生労働省、「平成23年度 医療費の動向」、2012年8月24日発表。
- ³ 詳細は健康保険組合連合会ホームページ、「医療保険制度の現状」http://www.kenporen.com/m_state/index.shtmlを参照。
- ⁴ フィデリティ退職・投資教育研究所レポート、「30歳代の退職準備懸念～親の介護、自分の老後、子供の教育を同時に抱えるトリレンマ世代」、2011年2月 http://www.retirement.fidelity.co.jp/pdf/report201102_the_30s_trilemma.pdf 参照。
- ⁵ フィデリティ退職・投資教育研究所レポート、「不安なのに準備できない～サラリーマン1万人アンケート：4割が“老後難民”予備軍」、2010年4月 <http://www.retirement.fidelity.co.jp/pdf/report201004officeWksurvey.pdf> 参照。
- ⁶ 目標代替率は、家計調査をもとに同じ条件になるように調整したのち「65歳以上の生活費」を「50歳代後半の生活費」で除して算出する。以下を参照
 - March 2001 Forum - Lead Article, Benchmarking Retirement Income Needs, Latest Result of Aon Consulting /Georgia State University Retirement Income Replacement Ratio Study,
 - Center for Retirement Research at Boston College, “Retirements at Risk : A New National Retirement Risk Index” June 2006,
 - Aon Consulting, “Replacement Ratio Study™ A Measurement Tool for Retirement Planning” May 2004
 - フィデリティ退職・投資教育研究所 Viewpoint 2007 <http://www.retirement.fidelity.co.jp/pdf/viewpoint0707.pdf>,
ならびに同 2009 <http://www.retirement.fidelity.co.jp/pdf/viewpoint0910.pdf>
- ⁷ 国税庁、平成22年民間給与実態統計調査によると男性の55-59歳の平均年収は599万円。
<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan2010/pdf/001.pdf>
- ⁸ 退職者8000人アンケートの結果はフィデリティ退職・投資教育研究所、「見直したい、退職金での投資」、2011年3月 http://www.retirement.fidelity.co.jp/pdf/report201103_8000survey_retire_income.pdfを参照。
- ⁹ 5年経った口座から、対象商品を6年目に新規設定する口座に売却せず移管することが可能になるよう、現在（2012年9月末）、政府内で検討が続けられている。
- ¹⁰ フィデリティ退職・投資教育研究所 2011年 Viewpoint 第6号「ロールオーバー世代の資産運用」、2011年2月 <http://www.retirement.fidelity.co.jp/pdf/viewpoint20110127.pdf>を参照。

重要情報

- 当資料は、信頼できる情報をもとにフィデリティ投信が作成しておりますが、正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。
 - 当資料に記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。また、いずれも将来の傾向、数値、運用結果等を保証もしくは示唆するものではありません。
 - 当資料に記載されている個別の銘柄・企業名については、あくまでも参考として申し述べたものであり、その銘柄又は企業の株式等の売買を推奨するものではありません。
 - 当資料にかかわる一切の権利は引用部分を除き当社に属し、いかなる目的であれ当資料の一部又は全部の無断での使用・複製は固くお断りいたします。
 - 投資信託のお申し込みに関しては、下記の点をご理解いただき、投資の判断はお客様自身の責任においてなさいますようお願い申し上げます。なお、当社は投資信託の販売について投資家の方の契約の相手方とはなりません。
 - 投資信託は、預金または保険契約でないため、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。
 - 販売会社が登録金融機関の場合、証券会社と異なり、投資者保護基金に加入していません。
 - 投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本および利息の保証はありません。
 - 投資信託は、国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価値が変動します。従ってお客様のご投資された金額を下回ることもあります。又、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては目論見書や契約締結前交付書面を良くご覧下さい。
 - 投資信託説明書（目論見書）については、販売会社またはフィデリティ投信までお問い合わせください。なお、販売会社につきましては以下のホームページ（<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照ください。
 - ご投資頂くお客様には以下の費用をご負担いただきます。
 - 申込時に直接ご負担いただく費用： 申込手数料 上限 4.4%（消費税等相当額抜き 4.0%）
 - 換金時に直接ご負担いただく費用： 信託財産留保金 上限 1%
 - 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用： 信託報酬 上限 年率 2.123%（消費税等相当額抜き 1.93%）
 - その他費用： 上記以外に保有期間等に応じてご負担頂く費用があります。目論見書、契約締結前交付書面等でご確認ください。
- ※当該手数料・費用等の上限額および合計額については、お申込み金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。ファンドに係る費用・税金の詳細については、各ファンドの投資信託説明書（目論見書）をご覧ください。

ご注意）上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、フィデリティ投信が運用するすべての公募投資信託のうち、徴収する夫々の費用における最高の料率を記載しておりますが、当資料作成以降において変更となる場合があります。投資信託に係るリスクや費用は、夫々の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に良く目論見書や契約締結前交付書面をご覧下さい。

(2019年10月1日現在)

MK121001-1

フィデリティ投信株式会社



フィデリティ投信株式会社 金融商品取引業者
登録番号：関東財務局長（金商）第388号
加入協会：社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会